

世界アンチ・ドーピング規程  
**(The World Anti-doping Code)**

**2015年禁止表国際基準**  
**(The 2015 Prohibited List International Standard)**



2015年版

2015年1月1日  
**(1 January 2015)**



スポーツ振興くじ助成事業

公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構



# 目次

<b>2015 年禁止表国際基準</b>	1
- 2015 年禁止表 主要な変更の要約と注釈	11
<b>2015 年監視プログラム</b>	13
- 2015 年監視プログラム 主要な変更の要約と注釈	14

## 監視プログラムについて

世界アンチ・ドーピング規程（4.5 条）では「WADA は、署名当事者及び各国政府との協議に基づき、禁止表に掲載されてはいないが、スポーツにおける濫用のパターンを把握するために監視することを望む物質について監視プログラムを策定しなければならない。」と定めています。監視プログラムに掲載される物質は、WADA が監視することを必要と位置付けた物質であり、当該年における禁止物質ではありません。

「世界アンチ・ドーピング規程は英文版が原本となります。本規程の英文と和文に差異がある場合には、英文が優先されます。」



世界アンチ・ドーピング規程  
(The World Anti-Doping Code)

**2015 年禁止表国際基準**  
**(The 2015 Prohibited List**  
**International Standard)**

2015年禁止表国際基準は英文版が原本となります。  
本国際基準の英語版と日本語版に差異がある場合には、英語版が優先されます。

(2015 年 1 月 1 日に発効する)

(This List shall come into effect on 1 January 2015)























## S5. 利尿薬および隠蔽薬

以下の利尿薬と隠蔽薬、および類似の化学構造又は類似の生物学的效果を有するものは禁止される。

以下の物質が禁止されるが、これらに限定するものではない：

- デスマブレシン、プロベネシド、血漿增量物質[グリセロール、および以下の物質(アルブミン、デキストラン、ヒドロキシエチルデンブン、マンニトール)の静脈内投与等]
- アセタゾラミド、アミロリド、ブメタニド、カンレノン、クロルタリドン、エタクリン酸、フロセミド、インダバミド、メトラゾン、スピロノラクトン、チアジド類(ペンドロフルメチアジド、クロロチアジド、ヒドロクロロチアジド等)、トリアムテレン、バブタン類(トルバブタン等)

但し以下のものは除く

- ドロスピレノン、バマプロムおよび局所使用的ドルゾラミドおよびプリンゾラミド
- 歯科麻酔におけるフェリプレシンの局所投与

常に(競技会(時)および競技会外)、あるいは競技会(時)それぞれの場合に応じて、利尿薬もしくは隠蔽薬とともに、閾値水準が設定されている物質(ホルモテロール、サルブタモール、カチン、エフェドリン、メチルエフェドリン、ブソイドエフェドリン)がいかなる用量でも競技者の検体から検出される場合は、競技者に対して、利尿薬もしくは隠蔽薬に加え、閾値水準が設定されている物質についても治療使用特例(TUE)が承認されていない限り、違反が疑われる分析報告として扱われることなる。

## **PROHIBITED METHODS**

### **M1. MANIPULATION OF BLOOD AND BLOOD COMPONENTS**

The following are prohibited:

1. The *Administration* or reintroduction of any quantity of autologous, allogenic (homologous) or heterologous blood, or red blood cell products of any origin into the circulatory system.
2. Artificially enhancing the uptake, transport or delivery of oxygen.  
Including, but not limited to:  
**Perfluorochemicals; efaproxiral (RSR13) and modified haemoglobin products**, e.g. haemoglobin-based blood substitutes and microencapsulated haemoglobin products, excluding supplemental oxygen.
3. Any form of intravascular manipulation of the blood or blood components by physical or chemical means.

### **M2. CHEMICAL AND PHYSICAL MANIPULATION**

The following are prohibited:

1. *Tampering*, or *Attempting to Tamper*, to alter the integrity and validity of *Samples* collected during *Doping Control*.  
Including, but not limited to:  
Urine substitution and/or adulteration, e.g. proteases.
2. Intravenous infusions and/or injections of more than 50 mL per 6 hour period except for those legitimately received in the course of hospital admissions, surgical procedures or clinical investigations.

### **M3. GENE DOPING**

The following, with the potential to enhance sport performance, are prohibited:

1. The transfer of polymers of nucleic acids or nucleic acid analogues;
2. The use of normal or genetically modified cells.













## 特定競技において禁止される物質

### P1. アルコール

以下の競技において、アルコール（エタノール）は競技会（時）に限って禁止される。検出方法は、呼気分析および/または血液分析である。ドーピング違反が成立する閾値は血中アルコール濃度 0.10g/L と同等の濃度である。

- 航空スポーツ（国際航空連盟：FAI）
- アーチェリー（国際アーチェリー連盟：WA）
- 自動車（国際自動車連盟：FIA）
- モーターサイクル（国際モーターサイクル連盟：FIM）
- パワーボート（国際パワーボート連合：UIM）

### P2. ベータ遮断薬

ベータ遮断薬は、以下の競技種目において競技会（時）に限って禁止される。指示がある場合は競技会外においても禁止される。

- アーチェリー（国際アーチェリー連盟：WA）\*
- 自動車（国際自動車連盟：FIA）
- ビリヤード（全ての種目）（世界ビリヤード・スポーツ連合：WCBS）
- ダーツ（世界ダーツ連盟：WDF）
- ゴルフ（国際ゴルフ連盟：IGF）
- 射撃（国際射撃連盟：ISSF、国際パラリンピック委員会：IPC）\*
- スキー/スノーボード（国際スキー連盟：FIS）— ジャンプ、フリースタイル（エアリアル/ハーフパイプ）、スノーボード（ハーフパイプ/ビッグエア）
- 水中スポーツ（世界水中連盟：CMAS）コンスタント-ウェイト アブネア（フィンありフィンなし）、ダイナミック アブネア（フィンありフィンなし）、フリーイマージョン アブネア、ジャンプ ブルー アブネア、スピアフィッシング、スタティック アブネア、的射およびバリアブル ウエイト アブネア

\*競技会外においても禁止される。

ベータ遮断薬としては、以下の物質が含まれるが、これらに限定するものではない。

アセブトロール、アルブレノロール、アテノロール、  
ベタキソロール、ビソプロロール、ブノロール、  
カルテオロール、カルベジロール、セリプロロール、  
エスマロール、  
ラベタロール、レボブノロール、  
メチプラノロール、メトプロロール、  
ナドロール、  
オクスプレノロール、  
ビンドロール、  
プロプラノロール、  
ゾタロール、  
チモロール



## 2015 年禁止表 主要な変更の要約と注釈

常に禁止される物質と方法(競技会(時)および競技会外)

### 禁止物質

#### S1. 蛋白同化薬

- 現在の科学的命名法を反映して変更した。
- 5β-アンドロスタン-3α, 17β-ジオールをテストステロン代謝物の例として追加した。

#### S2. ペプチドホルモン、成長因子、関連物質および模倣物質

- このセクションのタイトルを変更した： 合成アナログもこのセクションで禁止されることを反映してタイトルに模倣物質を追加した。
- 以前の禁止表のそれぞれのセクションすでに禁止されていた全ての物質は、2015 年禁止表でも修正後の適切なセクションの中で禁止物質の例として提示されているので留意されたい。
- 非赤血球新生 EPO 受容体作動薬を追加して、ESA のサブセクションを拡大した。
- 加えて HIF 安定化薬のサブセクションを別のパラグラフに置いて、これらの薬物の増加する重要性を強調し、キセノンやアルゴンのような HIF 活性化因子を特定した。シアノコバラミン(ビタミン B12)は禁止されないことを留意されたい。
- 紺毛性ゴナドトロピン(CG)および黄体形成ホルモン(LH)の放出因子の例を今回特定した。
- コルチコトロピン放出因子の例を今回追加した。
- GH 放出因子をより正確なカテゴリーに分け、それらの異なった薬理学的性質を示すためにそれぞれのカテゴリーの例を追加した。
- IGF-1 はその他の成長因子の区分へ移動した。
- 血小板由来血漿製剤は禁止されないように留意されたい。

#### S4. ホルモン調節薬および代謝調節薬

- トリメタジンは例示されているいくつかの興奮薬にその化学構造が類似していることに基づいて、従来 S6.b に分類されていた。心臓代謝の調節薬として薬理学的に分類されるため、新たに S4.5 にサブセクションを設けて、ここへ移動した。
- AMPK 活性化薬は現在の命名法を反映して記載し直した。

#### S5. 利尿薬および隠蔽薬

- 利尿薬が隠蔽薬としてだけでなく、特に急激な体重減少のような他の目的にも乱用されうることを反映し、“その他の”を削除してタイトルとこれに続くパラグラフを変更した。
- 最後のパラグラフを書き換えて明確化した。以前の禁止表の原理と過程は変更していない。

## **PROHIBITED METHODS**

### **M2. Chemical and Physical Manipulation**

- The term “surgical procedures” has been added to the sentence describing the situations in which the administration of intravenous infusions or injections of more than 50 mL per 6 hours are permitted when medically required.

## **SUBSTANCES AND METHODS PROHIBITED IN-COMPETITION**

### **S6. Stimulants:**

- For the sake of clarification, topical/ophthalmic imidazole derivatives have been mentioned as exceptions of non-prohibited stimulants.
- Phenmetrazine, initially in section S6.a, has been moved to section S6.b since fenbutrazate (section S6.b) can metabolize to phenmetrazine.
- The List now clearly identifies the whole family of phenethylamine derivatives as being prohibited to address the growing number of illegal, designer stimulants derived from phenethylamine.
- Trimetazidine has been transferred to the newly created section S4.5.3 (see above).

### **S9: Glucocorticoids:**

- Glucocorticosteroids are described as Glucocorticoids to reflect current nomenclature and use.

## **SUBSTANCES PROHIBITED IN PARTICULAR SPORTS**

### **P1: Alcohol:**

- Following the request of World Karate Federation (WKF), karate was removed from the list of sports in which alcohol is prohibited

### **P2. Beta-blockers**

- The World Underwater Federation (CMAS) has, at its request, been added to the group of International Federations prohibiting the use of Beta-blockers in competition for certain disciplines.

## **禁止方法**

### **M2. 化学的および物理的操作**

- 医学的に必要があれば、静脈内注入および/または6時間あたりで50mLを超える静脈注射が許可される状況を説明するために、文に“外科手術”を追加した。

## **競技会(時)に禁止される物質と方法**

### **S6. 興奮薬**

- 明確にするために、局所/眼科用に使用されるイミダゾール誘導体を、非禁止物質の興奮薬として例示した。
- 当初 S6.a にあったフェンメトラジンは、フェンブトラゼート(S6.b)からフェンメトラジンへ代謝されるので、S6.b へ移動した。
- フェネチルアミン由来の不法なデザイナー興奮薬の数が増加していることに対処するため、フェネチルアミン誘導体全体が禁止されていることを明確に記載した。
- トリメタジンは新たに設けたセクション S4.5.3 へ移動した（上記参照）。

### **S9. 精質コルチコイド**

- グルココルチコステロイドは現在の命名法と使用を反映して、グルココルチコイドと記載した。

JADA訳注：日本語訳に変更はない。

## **特定競技において禁止される物質**

### **P1. アルコール**

- 世界空手道連盟(WKF)の要望に従い、空手はアルコールが禁止される競技のリストから削除した。

### **P2. ベータ遮断薬**

- 世界水中連盟(CMAS)を、その要望どおり、特定種目においてベータ遮断薬の使用を禁止する国際連盟のグループに追加した。

## THE 2015 MONITORING PROGRAM\*

The following substances are placed on the 2015 Monitoring Program:

- 1. Stimulants:** *In-Competition only: Bupropion, caffeine, nicotine, phenylephrine, phenylpropanolamine, pipradrol and synephrine.*
- 2. Narcotics:** *In-Competition only: Hydrocodone, mitragynine, morphine/codeine ratio, tapentadol and tramadol.*
- 3. Glucocorticoids:** *In-competition (by routes of administration other than oral, intravenous, intramuscular or rectal) and Out-of-Competition (all routes of administration)*
- 4. Telmisartan:** *In* and *Out-of-Competition*
- 5. Meldonium:** *In* and *Out-of-Competition*

\* The World Anti-Doping Code (Article 4.5) states: "WADA, in consultation with Signatories and governments, shall establish a monitoring program regarding substances which are not on the Prohibited List, but which WADA wishes to monitor in order to detect patterns of misuse in sport."

## 2015 年監視プログラム\*

以下の物質が 2015 年監視プログラムに掲載される。

- 1. 興奮薬：競技会（時）のみ** ブプロピオン、カフェイン、ニコチン、フェニレフリン、フェニルプロパノールアミン、ピプラドロール、シネフリン
- 2. 麻薬：競技会（時）のみ** ヒドロコドン、ミトラギニン、モルヒネ／コデイン比、タベンタドール、トラマドール
- 3. 糖質コルチコイド：**  
**競技会（時）**（経口使用、静脈内使用、筋肉内使用または経直腸使用以外の投与経路）  
**競技会外**（すべての投与経路）
- 4. テルミサルタン：競技会（時）および競技会外**
- 5. メルドニウム：競技会（時）および競技会外**

\*世界アンチ・ドーピング規程 (4.5 条)：WADA は、署名当事者及び各国政府との協議に基づき、禁止表に掲載されてはいないが、スポーツにおける濫用のパターンを把握するために監視することを望む物質について監視プログラムを策定しなければならない。



## **2015 Prohibited List**

### **Summary of Major Modifications and Explanatory Notes**

#### **MONITORING PROGRAM**

- Following sufficient collection of data leading to clear conclusions, monitoring of pseudoephedrine below 150 microgram per milliliter will cease in 2015.
- Telmisartan, an atypical angiotensin II receptor antagonist with apparent partial PPAR $\delta$  receptor agonist properties (prohibited under S4.5.1), was added to the Monitoring Program to assess the abuse of this substance.
- Meldonium, a drug with potential cardiac effects, was added to the Monitoring Program to assess the abuse of this substance.

## **2015 年監視プログラム 主要な変更の要約と注釈**

### **監視プログラム**

- 明確な結論へ導く十分なデータの集積に伴い、プソイドエフェドリン（150 $\mu$ g/mL 未満）の監視は、2015 年は中止する。
- テルミサルタンは、明らかな PPAR $\delta$  部分作働薬 (S4.5.1 で禁止) の性質を持つ非定型アンジオテンシン II 受容体拮抗薬であるため、乱用を評価するために監視プログラムに追加した。
- メルドニウムは潜在的な心臓作用を持つ薬物であるため、乱用を評価するために監視プログラムに追加した。

---

THE WORLD ANTI-DOPING CODE  
The 2015 Prohibited List International Standard

世界アンチ・ドーピング規程

2015年禁止表国際基準

2015年1月1日施行

---

2014年12月発行

公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構

公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構



公式スポンサー



森永製菓



おいしさ、そして、いのちへ。  
Eat Well, Live Well.  
**AJINOMOTO®**

明日をもっとおいしく  
**meiji**